

「大分県電子納品運用ガイドライン〔大分県土木建築部〕【工事編】」 一部改正のお知らせ

「大分県電子納品運用ガイドライン〔大分県土木建築部〕【工事編】」を一部改正します。

1 改正の目的

工事の受・発注者各業務の効率化、省資源化・省スペース化を図るとともに、成果品の将来的な利活用をはかることを目的に、受・発注者の業務軽減をはかります。

2 主な改正内容

- 1) ガイドライン適用範囲について、「設計金額」を「予定価格」に記述を変更します。
- 2) 予定価格が 8, 000 万円未満の工事についても、受注者の申出により、電子納品可能とします。
- 3) 予定価格が 8, 000 万円未満の工事について、受注者の申出により、電子媒体②（写真）のみを、ガイドラインに基づいて、部分的に電子納品することを可能とします。
この場合、（公財）大分県建設技術センターへのデータベース登録の区分は「紙納品」扱いとします
- 4) 既に発注済みの工事についても、この改正後のガイドライン適用可能とします。

3 改正後のガイドライン適用日

平成 27 年 10 月 1 日

4 県ホームページアドレス

- 1) 大分県電子納品運用ガイドライン〔大分県土木建築部〕【工事編】
<http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/1011186.pdf>
- 2) 大分県電子納品運用ガイドライン〔大分県土木建築部〕【委託編】
<http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/1011245.pdf>

* 各種様式については、別途、ホームページ上にてご案内する予定です。

お問い合わせ先

建設政策課 技術・情報システム班

大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 県庁舎新館 7 階

Tel : 097-506-4559 Fax : 097-506-1771

a18700@pref.oita.lg.jp